

## 日本協同組合学会 部会の設立等に関する内規

2018年9月28日 制定

1. この内規は、会員の自由な研究を支援するとともに学会の活動としての位置づけを有する組織としての部会の設立等に関して定める。
2. 部会の設立を希望する会員は次の事項を記載した書面を1月末もしくは7月末までに会長あて提出する。
  - (1) 代表者名（共同代表も可）
  - (2) 部会名
  - (3) 部会設立趣旨
  - (4) 活動・研究等に関する計画
  - (5) 設立時構成員名（学会員3名以上）（見込み）
3. 部会の設立に関する諾否は、常任理事会の議を経て理事会で決定する。
4. 部会の代表者は、毎年3月末までに当該年度の活動状況ならびに翌年度における部会活動継続の有無を書面で会長あてに提出する。
5. 前項の書面が提出されないまたは翌年度以降の活動継続が無しの場合は、その期日以降に開催される理事会において当該部会を廃止する。
6. 部会の運営は原則として部会員が行うものとする。
7. 部会運営に必要な経費は、外部講師への謝金等を含め、学会の部会予算の範囲で支援することができる。
8. この内規の改廃は理事会の決議による。

### <参考>

学会における研究会・部会予算の状況

2017年度 120,000円

2018年度 70,000円